



# フィットネスジム カプラス利用規約

# Fitness Gym

## 第1条 適用範囲

本規約は、「Fitness Gym Qapla's」(以下「当ジム」といいます。))および、それに派生するサービスの利用に関し適用されるものとします。

## 第2条 会員制度

- 1 当ジムは会員制とします。
- 2 当ジムに入会される方(以下「会員」といいます。))は、本規約を承諾し、所定の入会申込書、誓約書等を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより入会が認められ、施設を利用することができます。
- 3 18歳未満の者が入会を希望する場合は、入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は、本規約に基づき責任を本人と連帯して負うものとします。
- 4 会員は、本規約(第20条により改正されたものを含みます)、施設内諸規則をすべて遵守しなければなりません。

## 第3条 入会資格

- 次の各号のいずれかに該当する者は当ジムの会員になることはできません。
- 1 本人確認および当ジムの諸規則を遵守できない者。
  - 2 本人確認ができない者。
  - 3 タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む)のある者で、当ジム内(施設のみならず、駐車場、その他の敷地を含む)においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者。
  - 4 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と当ジムが判断した者。
  - 5 医師等により運動を禁じられている者。
  - 6 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者。
  - 7 15歳未満の者。
  - 8 18歳未満で当ジムの利用に関して親権者の同意を得られない者。
  - 9 その他、当ジムが会員としてふさわしくないと判断した者。

## 第4条 会費、手数料等

- 1 会員は、会費等を所定の方法で、利用する月の月末までの分を、各決済方法の所定期日までに支払うものとします。但し、入会時の支払いについては別途定めます。
- 2 会員は、施設利用の有無にかかわらず本規約が定める会費等をすべて支払う義務があります。一度支払った会費等は、本規約定めがある場合を除いて返還しません。
- 3 当ジムは、会費等の改定を行うことができます。その場合、1ヶ月前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
- 4 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合(第7条第7項、第9条第6項)、当ジムは、会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一緒に、当ジムが指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

## 第5条 セキュリティキー

- 1 当ジムは、会員に対しセキュリティキーを交付します。
- 2 会員が当ジム諸施設に入る際には、当該会員に交付されたセキュリティキーを提示するものとし、会員本人がセキュリティキーを携帯していない場合は、施設内に入ることはできません。
- 3 セキュリティキーは、交付された会員本人もしくは利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。
- 4 会員は、セキュリティキーを第三者に貸与することはできません。万一、セキュリティキーを貸与した場合は強制退会の対象となります。
- 5 会員は、セキュリティキーを紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに当ジムにその旨を届けて、具体的な状況をご説明ください。当ジムが相当と認める場合は、会員は、再発行の手数料を支払った上で、セキュリティキーの再発行を受けることができます。

## 第6条 遵守事項

- 会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。
- 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、および当ジム、またはスタッフの説明並びに指示に従わなければなりません。
  - 当ジムの利用時は、常に当ジムが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。
    - 1 施設または器具を傷つける可能性のある服飾品。
    - 2 裸足、サンダル、草履での利用。
    - 3 スニーカー等、施設または器具を傷つける可能性のある履物。
    - 4 その他、当ジムまたは加盟店がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品。
  - 当ジム内において、以下の行為は禁止されます。
    - 1 営利目的または宗教などの勧誘・広告等の活動、その他当ジムの目的と反する活動を行うこと。
    - 2 飲酒、または法律で禁止された薬物等を使用すること。
    - 3 他の会員に対し、パーソナルトレーニングを行う、またはそのように評価される活動を行うこと。
    - 4 本規約に基づき当ジムの利用を認められていない者を同伴させること。
    - 5 タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む)を露出させること。
    - 6 施設、器具または什器を故意または過失により破損すること。
    - 7 大声または奇声を発すること。
    - 8 他の会員、当ジムのスタッフに対して暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる言動をすること。
    - 9 当ジムの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷つけること。

## 第7条 入館の禁止、退場

- 1 当ジムは、以下の各号のいずれかに該当する方につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。
  - 本規約(第6条を含み、これに限られない)および当ジムの諸規則を遵守しない者。
  - 第3条に定める入会資格を欠いていると判断した者。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者。
  - 当ジムにおいて、飲酒等により正常な施設利用ができないと判断した者。
  - 当ジムにおいて、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者。
  - 当ジムの承諾なくセキュリティキーを持たずに入館した者。
  - 本規約の手續に従わずビジターを入館させた者および入館したビジター。
  - 自己都合により会費等の全部または一部を2か月間滞納し、または会費等の全部または一部を支払わない月が2ヶ月連続した者。
  - 上記の他、当クラブが入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者。
- 2 当ジムへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

## 第8条 休会および復帰

- 1 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして来店し、所定の休会届の記入による手続きを行った上で、月単位で当ジムを休会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
- 2 休会手続は、休会開始を希望する月の前月10日までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の日より休会扱いとなります。各月の11日以降に休会手続がとられた場合は、翌月の1日より休会扱いとなります。
- 3 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。
- 4 本条の休会手続が完了しない場合は休会扱いとなりませんので 施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- 5 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当ジムに復帰扱いとなります。その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

## 第9条 退会

- 1 会員が自己都合により当ジムを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人が来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
- 2 退会手続は、退会を希望する月の10日までにを行うものとし、その場合当該月の月末をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- 3 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- 4 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- 5 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければならないとします。
- 6 会員が自己都合により会費等の全部または一部の滞納が2か月間となった場合、または会費等の全部または一部を支払わない月が2ヶ月連続した場合は、強制退会とします。また滞納分については全額現金または当ジムが指定した方法で支払わなくてはなりません。

## 第10条 届出等

- 1 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに当ジムにおいて、所定の手続をもって変更の届け出をしなければなりません。
- 2 当ジムから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所へに行き、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延滞等となっても、発信後の責を負いません。

## 第11条 強制退会

- 1 当ジムは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を当ジムから強制的に退会させることができます。
  - 本規約(第6条を含み、これに限られない)および当ジムの諸規則を遵守しないとき。
  - 当ジムにおいて、第3条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し、虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
  - 第9条第6項に該当したとき。
  - その他、当ジムにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めるとき。
- 2 当ジムから強制的に退会させられた会員は、退会時から当ジムの施設を使用することができません。
- 3 当ジムから強制的に退会させられた会員に対しては、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することは致しません。
- 4 強制退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく当ジムへの入会はできません。

## 第12条 資格喪失

- 会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。
- 退会。
  - 死亡または法人の解散。
  - 当ジムを閉鎖したとき。

## 第13条 会員資格の譲渡禁止等

当ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

## 第14条 営業日および営業時間

当ジムの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については気象災害、感染症等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

## 第15条 施設の利用制限

- 1 当ジムは、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することができます。そのような制限がなされる場合でも、当ジムが別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。
  - 気象災害・感染症等により会員にその被害が及ぶと当ジムが判断し、営業が困難と認めるとき。
  - 施設の点検、補修または改修を要するとき。
  - 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき。
  - その他、当ジムが休業を必要と認めるとき。
- 2 前項の場合、1週間前までにその旨を当ジムまたはホームページにて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

## 第16条 施設の閉鎖・変更

- 当ジムは、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することができます。
- 気象災害・感染症等により会員にその被害が及ぶと当ジムが判断し、営業を不可能と認めるとき。
  - 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当ジムの経営上止むを得ざる事由が発生したとき。

## 第17条 賠償責任

- 1 当ジム内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当ジムは、その故意または重過失による場合を除き一切の責任を負いません。
- 2 会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 3 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

## 第18条 解散

- 1 当ジムは止むを得ざる事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、解散することができます。
- 2 解散の事由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- 3 当ジムの解散の場合、当ジムは会員に対し、特別の補償は行いません。

## 第19条 通知予告

本規約および当ジムの諸事情に関する通知または予告は、当ジム所定の場所またはホームページに提示する方法により行います。

## 第20条 本規約その他の諸規則の改定

当ジムは本規約、細則、利用規定、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもってすべての会員に適用されます。